

生駒市訓令甲第 1 1 号

生駒市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 6 年 1 0 月 3 1 日

生駒市長 山 下 真

生駒市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する訓令

生駒市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程（平成 1 4 年 8 月生駒市訓令甲第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項を次のように改める。

- 2 アクセスの管理は、照合 I D（住民基本台帳ネットワークシステムに係る業務に従事する職員それぞれに付与される認証時に操作者によって入力される符号をいう。以下同じ。）、操作者 I D（当該業務を実施するために必要な権限に紐付けられる符号をいう。以下同じ。）及び照合情報（生体情報に不可逆演算処理を施して得られる情報をいう。以下同じ。）による操作者の正当な権限の確認並びに操作履歴の記録により行うものとする。

第 1 1 条の見出しを「（照合 I D、操作者 I D 及び照合情報）」に改め、同条各号列記以外の部分及び第 1 号中「操作者用 I C カード及びパスワード」を「照合 I D、操作者 I D 及び照合情報」に改め、同条第 2 号及び第 3 号中「操作者用 I C カード」を「照合 I D、操作者 I D 及び照合情報」に改める。

第 1 2 条中「操作者用 I C カード及びパスワード」を「照合 I D、操作者 I D 及び照合情報」に改める。

附 則

この訓令は、平成 2 6 年 1 1 月 1 日から施行する。